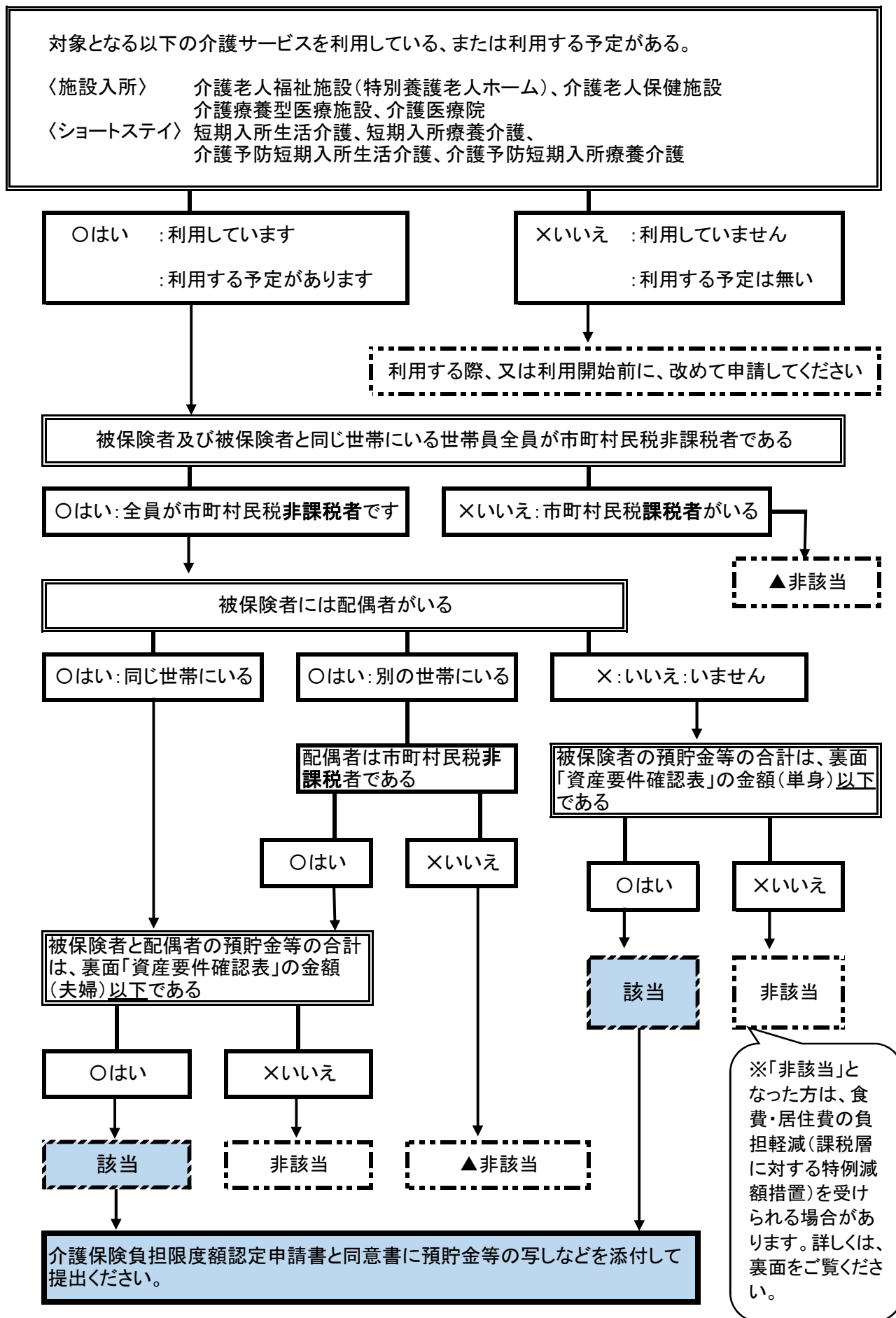


負担軽減の要件確認図



資産要件確認表

利用者負担段階	所得要件	資産要件(預貯金等合計額)	
		単身	夫婦
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者	1,000万円以下	2,000万円以下
第2段階	課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万9千円以下の方	650万円以下	1,650万円以下
第3段階①	課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万9千円を超え120万円以下の方	550万円以下	1,550万円以下
第3段階②	課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	500万円以下	1,500万円以下

※表面の要件確認図において「非該当」となった方で、課税層に対する特例減額措置を受けられる場合について

課税層に対する特例減額措置とは、特定入所者生活介護サービス費の第4段階に該当する者(表面確認図の「非該当」になった方)のうち、以下の要件を全て満たした者が特例的に第3段階の負担軽減を受けられるものです。

- ① 属する世帯の構成員の数が2以上(施設入所により世帯が分かれた場合も、なお、同一世帯とみなす。②～⑥においても同じ。)
- ② 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、利用者負担第4段階の食費・居住費を負担
- ③ 全ての世帯員及び配偶者について、サービスを受けた日の属する年の前年の公的年金等の収入金額と年金以外の合計所得金額(長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除の適用がある場合には、控除すべき金額を控除して得た額)の合計額から、利用者負担、食費及び居住費の年額見込みの合計額を控除した額が80万円以下
- ④ 全ての世帯員及び配偶者について、現金、預貯金、合同運用信託、公募公社債等運用投資信託及び有価証券の合計額が450万円以下
- ⑤ 全ての世帯員及び配偶者について、居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない
- ⑥ 全ての世帯員及び配偶者について、介護保険料を滞納していない

上記要件を全て満たすと思われる方は、健康保険課介護保険係までご相談ください。